

河川占用許可の手続

河川占用について…

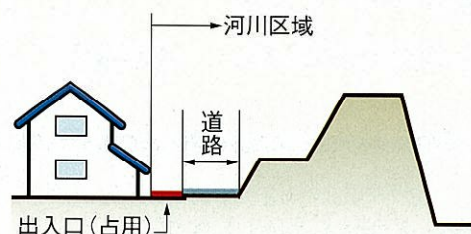
河川区域内の土地は、河川管理施設（堤防・護岸など）と相まって、雨水等の流路を形成し、洪水を流し、洪水による被害を除却し又は軽減させるためのもので、かつ、公共用物として本来一般公衆の自由な使用に供されるべきものです。したがって、その占有は原則として認められるべきものではありません。

しかし、占有の目的によっては、公園や、広場などのように河川の使用を増進する場合や橋の設置などのように社会経済上の必要性が高い場合など、河川区域内の土地の占有を認めています。また、次の場合にも必要最小限に限って占有を認めています。



- ① 堤防に面した道路（河川占用している道路）に出入口を設ける場合（他に出入口がない場合に限る）
- ② ガス・水道等の管類を敷設する場合（他の供給方法がない場合に限る）
- ③ 電柱を設置する場合（他の供給方法がない場合に限る）

注：都・県知事が定める占用料が徴収されます。



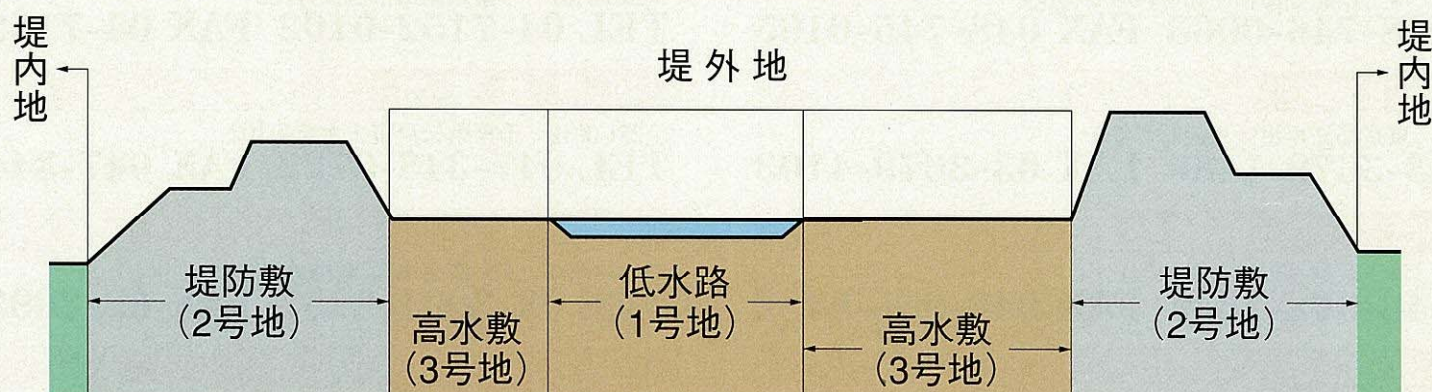
河川区域とは…

河川区域とは河川管理者が河川を管理するために必要な土地です。

河川は、通常自然発生的に存在し、一般的に「かわ」とあるとか「かせん」と呼ばれていますが、これは総称であって「河川」にはいくつもの種類があります。通常、河川法が適用される河川は一級河川と二級河川の二種類があります。（この他に河川法を準用する準用河川があります。）河川法では、河川を管理するために必要な土地を河川区域と定め河川管理者が管理を行うこととなっています。ここで言う、河川区域とは、河という公物を構成している土地

の区画をいいます。河川は重要な目的の一つとして水害防止の機能をもっていますが、現在のわが国の河川においては全く自然のままに放置されているものはまれであって、その大半については人工的に堤防や護岸が築かれ、一般的に河道は固定されています。したがって、整備された河川においては、社会通念として堤防から対岸堤防までの間、又は護岸から対岸護岸までの間の河道としての効用を果している土地が河川区域の土地です。

河川区域の典型例



許可申請に必要な書類(河川法第24条及び第26条第一項)

1. 許可申請書(甲)及び(乙)様式の書類
2. 事業計画概要書(申請の内容を説明した書類)
3. 位置図(原則5万分の1程度)
4. 占用する土地の実測平面図
(河川との関係がわかるもの)
5. 工作物の設計図
(堤防との関係を示した図面(横断図)を含む)
6. 工程表
7. 占用する土地の面積を計算した書類及びその丈量図
8. 他の行政機関の許可が必要な場合はその許可書(写)
9. 現況写真
10. 洪水時の撤去計画書(高水敷に設置する場合)
11. その他参考となる書類
12. 当該申請書類の副本(1~2部程度)

(甲様式 A4)

許 可 申 請 書	
年 月 日	
様	申請者 住所 ふりがな氏名
別紙のとおり 河川法第 条 河川法施行令第 条 の許可を申請します。	

(乙様式 A4)

(工作物の新築、改築、除却)	
1	河川の名称
2	目的
3	場所
4	工作物の名称又は種類
5	工作物の構造又は能力
6	工事の実施方法
7	工期
8	占用面積(少数点以下は切り上げて整数に)
9	占用の期間

河川法第24条(土地の占用の許可)

河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

河川法第26条第一項(工作物の新築等の許可)

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。〈以下略〉

詳しくは、
下記の出張所まで
お問い合わせ、
ご相談ください



江戸川上流出張所

〒344-0112 埼玉県 春日部市 西金野井886
TEL 048-746-0063 FAX 048-745-0165

江戸川河口出張所

〒133-0061 東京都江戸川区東篠崎町250
TEL 03-3679-1460 FAX 03-3679-4103

中川出張所

〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-41
TEL 048-962-2634 FAX 048-965-8482

三郷出張所

〒341-0034 埼玉県三郷市新和2-442
TEL 048-952-7015 FAX 048-952-7905

運河出張所(利根運河交流館)

〒270-0107 千葉県流山市西深井836
TEL 04-7152-0102 FAX 04-7152-6961

松戸出張所

〒271-0042 千葉県松戸市主水新田102
TEL 047-343-3722 FAX 047-344-8919

中川下流出張所

〒125-0054 東京都葛飾区高砂1-3-15
TEL 03-3694-2757 FAX 03-3693-3932

首都圏外郭放水路管理支所(龍Q館)

〒344-0111 埼玉県 春日部市 上金崎720
TEL 048-746-7524 FAX 048-746-7574